第２８回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

１　日　時：令和３年８月３０日(月)　午前１０時００分～午前１２時３０分

２　場　所：千葉中央コミュニティセンター９階　９３会議室

３　出席者

（１）委員

本澤陽一委員、下井康史委員、石河勲委員、井原真吾委員、片桐美和子委員
栗原春江委員、立花幸司委員、中村直人委員、藤村剛委員

（２）事務局

久我総務部長、石川市政情報室長、北島同室主査、山崎同室主任主事

（３）実施機関

（医療政策課）江崎課長補佐、宇津木主任主事
中嶋課長補佐、西嶋主査、多田主査
（区政推進課）田中課長補佐、福澤主査
（業務改革推進課）山崎主査、髙橋主査、萩野主事
（消防局警防課）石垣課長補佐、相場係長、生出消防士長

４　議　事

（１）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問
【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】
（住民基本台帳に関する事務）

（２）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問
【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】
（予防接種に関する事務）

（３）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問
【個人情報の本人収集の原則の例外について】

5　議事の概要

（１）議　事

ア　千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

（住民基本台帳に関する事務）

事務局及び実施機関からの説明の後、部会長から特定個人情報保護評価部会による調査審議の結果の報告を受け、質疑応答し、答申案については意見が出た内容を反映した上で、最終的な決定を会長に一任することとして承認した。

イ　千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問

【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】

（予防接種に関する事務）

事務局からの説明の後、実施機関から特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、主な変更点について説明を受け、質疑応答を行った。

ウ　千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問

【個人情報の本人収集の原則の例外について】

事務局及び実施機関から説明の後、質疑応答を行い、継続審議することとした。

（２）報　告

ア　個人情報保護法制の一元化について

事務局から、個人情報保護法制の一元化について、報告があった。

イ　令和２年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から、令和２年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、報告があった。

（３）その他

今回の会議の議事録について、事務局にて議事録案を作成し、各委員にて確認後、最終的な確定を会長に一任することとした。

6　会議経過

（石川市政情報室長）　本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。市政情報室長の石川でございます。

会議に先立ちまして、総務部長の久我よりご挨拶を申し上げます。

（久我総務部長）　総務部長の久我でございます。

本日は、大変ご多忙の中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本来であれば総務局長の峯村からご挨拶を申し上げるべきところでございますが、本日所用により欠席していますので、本日、私から一言ご挨拶を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、本日の会議の開催に当たりましては、マスク着用をはじめとした感染拡大防止にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、委員の皆様はご存じかと思いますが、今年度に入りまして、個人情報保護制度に大きな変化がございました。

本日の会議でも、その概要についてご報告をさせていただきますが、本年５月１９日にデジタル社会形成整備法におきまして個人情報保護法が改正されました。地方公共団体の個人情報保護制度につきましては、この法律のもとに、全国共通のルールで運用されることとなります。

国の説明におきましては、令和５年４月の施行を予定しているとのことでございます。

今後、国から、ガイドラインが示されることとなりますが、国の動きに注視しつつ、委員の皆様にご報告させていただければと思っています。

本日の会議では、「特定個人情報保護評価」や「個人情報の本人収集の原則の例外」につきまして、ご議論いただきます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、ご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（石川市政情報室長）　それでは、本澤会長、よろしくお願いします。

（本澤会長）　本澤でございます。よろしくお願いします。

ただいまから、第２８回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

本日は９名の委員の皆様、全員にご出席をいただいていますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第６条第２号の規定により、本審議会は成立しています。

それから、本日の会議は、事前に委員の皆様にはご案内していますとおり、一部公開の会議として開催していますが、傍聴の方はいらっしゃいますか。

（久我総務部長）　　傍聴人はいません。

（本澤会長）　分かりました。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、進めてまいります。

◆議事（１）　千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】（住民基本台帳に関する事務）

（本澤会長）　ます、議事の（１）「千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】（住民基本台帳に関する事務）」を議題とします。

事務局及び実施機関から説明をお願いします。

（北島市政情報室主査）　市政情報室の北島と申します。

はじめに、今回の諮問の趣旨と特定個人情報保護評価の制度の概要などをご説明させていただきます。

お手元の資料１－１、諮問書の写しになりますが、こちらをご覧ください。今回の諮問は、番号法に基づく特定個人情報保護評価の再実施について、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定による、個人情報の保護に関する重要事項に該当するものとして、昨年１１月に審議会に諮問をしたものでございます。

特定個人情報保護評価につきましては、番号法に基づく制度となりますので、まずは番号制度、マイナンバー制度の概要についてご説明します。

資料の後ろから２つ目の右肩に「参考資料１」とあります「マイナンバー概要資料」をご覧ください。

ページをおめくりいただきまして、上段の２ページから１３ページにかけて記載がございますが、概略についてご説明します。

ページをおめくりいただきまして、右側上段の４ページでございます。制度の意義、こちらの上の四角になりますが、マイナンバー制度については、複数の機関に存在します特定の個人の情報が、同じ人の情報であるということを確認するための基盤となるものでございます。その効果としましては、Ｉのところですけども、マイナンバーを活用することによって、個人のより正確な所得ですとか、社会保障給付の受給状況を把握することで、

公平・公正な負担と給付が図られるものでございます。

また、下のⅡに情報連携とございますが、国の行政機関や地方公共団体が、それぞれ管理している様々な同じ人の情報を、専用のネットワークシステムで相互にやり取りすることによって、行政における事務の効率化や、国民の利便性の向上につながるものでございます。

概略は以上でございますが、マイナンバー制度については、今申し上げました効果や利点がある一方で、資料では１５ページに移りますが、マイナンバーを用いた個人情報の追跡や名寄せなどが行われ、個人情報が外部へ漏えいするのではないか、また、成り済ましによるマイナンバーの不正利用などによって被害を受けるのではないか、といった懸念もあるところでございます。これについては制度面及びシステム面において、それぞれ資料に記載の措置が講じられているところでございますが、制度面における措置のひとつが④の特定個人情報保護評価でございます。

この特定個人情報保護評価については、参考資料２「特定個人情報保護評価の概要」でご説明をさせていただきます。

まず、１枚おめくりいただいて、左側上段の１ページ目ですが、基本理念としまして、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル、これを特定個人情報ファイルと言いますが、その適正な取扱いを確保することによりまして、特定個人情報の漏えい、その他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念としています。また、目的としましては、この評価を実施することによって、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を図ること、また、先ほど、マイナンバー制度に対する国民の懸念ということを申し上げましたが、国民・住民の信頼の確保を図ること、それらを目的とするものでございます。

具体的な内容としましては、次に記載がございますが、特定個人情報ファイルを保有しようとする者、又は保有する者においては、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析した上で、リスクを軽減するための措置を講ずること、さらに、その措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であることを自ら宣言するものとなっています。

続いて、評価の実施手続ですが、ページを１枚おめくりいただいて、右下の８ページをご覧ください。

１点目としまして、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数、図の

右上に「※」印がございますが、対象人数が１，０００人未満の場合には、そもそも評価の対象とはなりませんが、この対象人数と、２点目として、委託事業者の従業員なども含めた特定個人情報ファイルを取り扱う人数、３点目として、重大事故の発生の有無、それら３つの判断項目によりまして、これをしきい値判断と呼んでいますが、図の下を右から順に、基礎項目評価のみ、真ん中の基礎項目評価プラス重点項目評価、左側の基礎項目評価プラス全項目評価と三つの区分がございます。これら３つの評価は何が違うのかということでございますが、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の順に評価すべき項目がより詳細なものとなっています。

しきい値判断について幾つか例を挙げますと、図のフローを見ていただきまして、まず、中央上部に「対象人数は何人か」とございます。これが３０万人以上ですと、図の左側に行っていただいて、その場合は人数の基準のみで基礎項目評価と全項目評価を実施しなければならないということになります。次に、対象人数が３０万人はいないが１０万人以上である場合、中央上部からやや左下に行っていただいて、この場合は取扱者数が、５００人以上かどうか、５００人以上ということであれば、先ほどの対象人数が３０万人以上の場合と同様に基礎項目評価と全項目評価を実施するということになります。

千葉市においては、取扱者数が５００人以上の事務はございませんので、基本的には対象者の数によって、この判断を行うことになります。全項目評価の対象となる事務としては、議題１で審議いただきます、住民基本台帳に関する事務を含め７つの事務が対象となっています。また、議題２で新たに全項目評価の対象として審議いただきます、予防接種事務を含めると８つとなります。

これら３つの評価区分については、評価すべき項目以外にも手続の面でも違いがございます。このことが、まさにこの審議会に関係してくるのですが、８ページの３つの評価のそれぞれの下の四角の記載でございます。真ん中の重点項目評価と一番右の基礎項目評価については、いずれも委員会、これは国の個人情報保護委員会になりますが、こちらへの評価書の提出と公表のみとなっています。一方で、一番左の全項目評価を行う場合については、四角の一番下の白丸になりますが、「住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後に公表」となっています。この第三者点検が、本審議会における調査審議となっています。

なお、千葉市においては、住民等の意見聴取と意見聴取後の第三者点検のほかに、意見聴取の前に、評価書の案の事前点検を実施することとしています。事前点検と第三者点検

については、当審議会には特定個人情報保護評価の調査審議を行うために、「特定個人情報保護評価部会」というものを設置しておりまして、評価書の詳細な点検については、この部会で行っていただくことになっています。

次に、評価書の記載事項についてです。１１ページから１３ページにございますが、先ほどお話ししたとおり、基礎評価、重点評価、全項目評価と進むごとに、より多くの記載が必要なものとなっており、この記載事項の内容が適当がどうかについて、点検をいただくものです。

次に、資料の最後のページの上段、１７ページでございます。こちらは、一度評価書を作成した後に、再度評価書を作成する要件を記載したものでございます。

表の左に評価の再実施とございます。上から、新たに利用事務を追加するなどの「重要な変更があった場合」、２つ目が、対象人数が新たに３０万人以上となるなどの「しきい値判断に変更があった場合」、３つ目が、「一定期間、５年の経過」となっています。

本議題の住民基本台帳に関する事務については、３つ目の要件、５年の経過による再実施となります。

なお、次の議題の予防接種事務に関する評価書については、２つ目のしきい値判断の変更に伴う再実施になります。

続きまして、評価の全体の流れをご説明します。資料１－２「特定個人情報保護評価実施事務フロー」になります。

こちらの表ですが、一番左の列の上から２つ目「評価書作成・事前点検」の一番右側に「審議会」と記載されている部分が、昨年の１１月１６日に行われました審議会となります。

同じ１１月１６日に特定個人情報保護評価部会を開催しました。「審議会」の下の「評価部会」と書いてあるところが、これに当たります。

この部会で、住民からの意見聴取に先立ち、事前点検を行いまして、評価書案の内容を確認していただきました。その後、評価書案の見直しを行い、今年の１月から２月までの１か月間、市民への意見聴取を行いました。

続いて、「作業項目」の下から２つ目に「第三者点検」とございますが、一番右側に３月２４日の「評価部会」、こちらで再度確認をしていただきまして、その下の「審議会」とあるのが本日でございます。

部会でのご確認をいただいた後の全項目評価書については、資料６にございます。

特定個人情報保護評価の手続の流れについては、以上でございます。

続いて、担当課から事務の概要等について、ご説明のほうをさせていただきます。

（田中区政推進課補佐）　区政推進課の田中と申します。よろしくお願いします。私から、住民基本台帳に関する事務について、ご説明をさせていただきます。

資料１－３をご覧ください。「特定個人情報保護評価の再実施について（住民基本台帳に関する事務）」と記載の資料でございます。

まず、住民基本台帳に関する事務の概要ですが、住民基本台帳は住基法に基づき作成され、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うためのものでございまして、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となるものです。

また、全国共通の住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同して構築しており、年金受給者の居住確認やパスポートの申請等で利用されています。

次に、評価書の主な変更点についてご説明します。

まず、（１）特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する変更についてです。

１点目は、委託先の１つであります、富士通株式会社千葉支社について、令和２年１０月１日に新会社「富士通Japan株式会社」を設立され、令和３年４月１日付で新会社に自治体部門の業務を統合することとなったことに伴いまして、委託先名称を変更したものです。

２点目は、委託事項の変更です。

「市民課業務派遣委託」は、業務委託化を予定していたことから評価書に記載しておりましたが、委託化時期が未定であることから、委託事項から記載を削除しました。

このほか、資料に記載しています住民基本台帳ファイルに関する委託事項２件につきまして、「再委託する」と記載していたものを「再委託しない」に変更しました。これは、委託契約上、再委託が可能となっている場合に「再委託する」と記載しておりましたが、現状、特定個人情報ファイルを取り扱う再委託を行っておらず、今後も予定がないことから、現状に合わせて変更したものでございます。

次に、（２）データセンター移設に伴う変更についてですが、住民基本台帳ネットワークシステム市町村サーバは、情報システム課サーバ室に設置しておりましたが、令和２年４月から、よりセキュリティの高い民間データセンターへ移設したことに伴いまして、物理的対策など関連する記載を変更したものです。

次に、（３）ですが、第１３回特定個人情報保護評価部会におきまして、事務のフロー図の標記ついてご指摘があったものについて対応したものです。

資料では、該当ページをカラー印刷したものを別紙として２枚、次ページにつけています。

変更箇所は、この資料の赤い点線の点でお示しした部分になります。基本的には「市町村」を「千葉市」に変えたものですが、あとは、矢印の色などを変更しています。

最後に、（４）法令改正に伴う変更です。

法令改正により、通知カードが廃止され、個人情報の通知を個人番号通知書により行うことになったところですとか、住民票除票の保存期間が５年から１５０年に変更されたことに伴いまして、関連する記載を変更したものです。

ご説明は以上になります。ありがとうございました。

（北島市政情報室主査）　続いて、市民意見聴取の結果について、ご報告させていただきます。資料１－４をご覧ください。

市民意見聴取につきましては、ちば市政だより及び市ホームページで周知した上で、令和３年１月４日から２月３日までの１か月間、３で記載の募集方法（郵送、ＦＡＸ、電子メール、持参）により行いました。

その結果ですが、意見の提出はございませんでした。

市民意見聴取の結果については、以上でございます。

（本澤会長）　ありがとうございました。

こちらについては、特定個人情報保護評価部会の井原部会長から部会での調査審議の結果について報告をお願いします。

（井原委員）　井原でございます。よろしくお願いします。

お手元の資料１－５をご覧ください。

まず、「４　審議経過」のとおり、令和２年１１月１６日と令和３年３月２４日の２回にわたり部会を開催し、「住民基本台帳に関する事務」の全項目評価の修正案について審議しました。

審議の結果、部会の意見としましては、「３　部会の意見」にありますように「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階では妥当なものと評価できる。なお、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合において、実施機関は、千葉市個人情報

保護条例第１２条第１項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきである。」と記載をさせていただいています。

以上のように、個人情報の管理体制及び最終的なこの評価書の記載事項については、部会としてもおおむね問題がないと判断しましたので、「評価は妥当」としました。

「なお書」以下の部分につきましては、前回の親会の説明の際にも、ホスティングとハウジングの関係で、若干、混乱がありましたように、部会でも、中身の問題ではないのですが、その２つの関係で評価書の記載に若干、混乱が見られましたので、また、委託の方法等についても具体的議論がなされましたので、確認の意味を込めて、このような「なお書」をつけさせていただいたところです。

「部会における意見と対応状況」につきましては、事務局から説明をお願いします。

（北島市政情報室主査）　それでは、２枚目です。Ａ４横の表でございますが、「特定個人情報保護評価部会における意見と対応状況」についてご説明させていただきます。

表の見方としましては、一番左の「評価書の部分」欄に評価書の記載項目を記載しておりまして、次に、その項目が評価書の何ページに記載されているかを示してございます。そして、その右側の「意見」欄に、その項目の評価書の記載についての部会の委員さんからの意見等を記載しておりまして、その右「意見に対する回答」欄で、これに対する回答を記載しています。意見等を踏まえて評価書の記載を修正した項目について、「修正前の記載」、「修正した記載」といった形でまとめてございます。

修正した記載についてですが、２点ございまして、先ほど所管課からご説明したとおりでございます。１点目が、事務のフロー図を分かりやすく見直したこと、２点目が、評価書中の「再委託する」としていたところを「再委託しない」と修正したものでございます。

また、表の一番下の、部会の「意見」欄ですが、「ハウジング」と言いまして、サーバなどの機材を置く場所だけを借りるもので、「ハウジングの委託先は特定個人情報を扱うことはありませんが、そういった場合にも評価書に委託事項として記載する必要があるのか」といった意見がございました。

確認した結果、特定個人情報を取り扱わないのであれば、評価書への記載は不要でしたので、ハウジングの委託に伴う「委託事項の追記は不要のため修正なし」としています。

「特定個人情報保護評価部会での意見と対応状況」については以上でございます。

（本澤会長）　ただいま部会からのご報告がありましたが、これから意見交換を行いたいと思います。

意見交換については、情報公開条例第７条第６号に該当する情報を取扱うことから、会議を非公開としますが、傍聴人はいないので、このまま続けたいと思います。

ただいま部会で検討した結果、委託を踏まえて検討した内容等の報告がありましたが、何かご意見などはありますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

（本澤会長）　この件については特段のご意見等がないということで、審議会からの答申の検討に移りたいと思います。

ここからの会議は公開とします。

事務局の方で、答申書の案などはございますか。

（北島市政情報室主査）　ただいまお配りします。

（石川市政情報室長）　ただいま案をお配りさせていただきました。諮問に対する意見の部分につきまして、読み上げたいと思います。

（答申案の読み上げ）

（本澤会長）　答申案につきまして、ご意見等がありましたらお願いします。

（下井副会長）　内容的には問題ないですが、この「なお書」は何故入れているのでしょうか。（「なお、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合において、実施機関は、千葉市個人情報保護条例第１２条第１項の規定に基づく必要な措置を引き続き講じていくべきである。」）

（井原委員）　部会として、「なお書」を入れたのは、ハウジングとホスティングの関係のところで、ハウジングの場合は、建物の中には委託業者は入れなくて、完全にデータに触る機会がないのですが、評価書には委託事項として記載されておりまして、それが部会での審議によって削除したという経緯があります。

そこの部分は、個人情報の管理の中でも一番大事な部分ですので、今回は特に問題ありませんでしたが、丁寧にやって下さいという意味を込めて、「なお書」をつけています。

（下井副会長）　今のご説明をお伺いするとよく分かりますが、今の話をここに全部書く訳にいかないですし、ただ、少しでも書くと、逆に何かあったのではないかと誤解されるおそれもあります。

抽象的に「なお、特定個人情報を取り扱う事務を外部に委託する場合においては、特に注意を要することから」という記載であれば、一般的な注意事項という意味になるのではないかと思います。

（本澤会長）　今、下井委員からご提案がありましが、方向性としては、このような修正を加えるということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　いただいたご意見を踏まえまして、事務局と協議して修正案を作成し、委員の皆様にご了承いただいた上で、答申書の確定及び市長への提出につきましては、私にご一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　ありがとうございます。

それでは、本件については、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

では、次の議題に移りたいと思います。

◆議事（２）　千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】（予防接種に関する事務）

（本澤会長）　（２）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第２条第１号の規定に基づく諮問【個人情報の保護に関する重要事項について（特定個人情報保護評価の再実施）】（予防接種に関する事務）を議題とします。

事務局及び実施機関から説明をお願いします。

（北島市政情報室主査）　諮問の趣旨と今後の流れなどをご説明させていただきます。

お手元の資料２－１、諮問書の写しになります。

番号法に基づく特定個人情報保護評価の再実施について、審議会設置条例に規定する個人情報保護に関する重要事項として、この審議会に諮問をするものでございます。

続きまして「予防接種に関する事務」の現在の保護評価書の状況でございます。

資料２－３をご覧ください。特定個人情報保護評価状況でございます。

平成２８年に「基礎項目評価」を実施、公表し、今年の２月にしきい値判断の変更により重点項目評価を実施・公表しました。

そして、この度、新型コロナウイルス感染症におけるコロナワクチン接種事務について、特定個人情報保護ファイルを取り扱って実施することなどから、しきい値判断における対象者数が３０万人以上となった結果、「重点項目評価」から「全項目評価」の対象に変わ

りました。このため、今回、新たに審議会にご意見をいただくものでございます。

次に、全体の流れとしまして、資料２－２をご覧いただきたいと思います。特定個人情報保護評価の実施事務フローでございます。

一番右側の列が審議会の関係になりますが、７月から８月のところにございます、四角で囲ってあります「審議会（８/３０）」、こちらが本日でございます。

本日、評価の再実施について諮問をさせていただきまして、矢印の下ですが、保護評価部会の方で後日、事前点検をしていただくことになります。

その後、矢印左に移りまして、部会での意見等を踏まえ、評価書の案を見直しまして、１１月頃の１か月間、住民等の意見聴取の実施を予定しています。その後、住民等からの意見を踏まえ、必要に応じ、さらに評価書の案を見直したものを、右側の方に移りますが、予定としましては、来年１月頃に再度、保護評価部会においてチェックしていただきます。

その結果を、２月から３月頃を予定していますが、先ほどの住民基本台帳関係事務と同様に、部会から本審議会に報告をしまして、最終的に、本審議会から特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検としての答申をいただきまして、それを踏まえた最終的な評価書を個人情報保護委員会へ提出、公表というスケジュールになっています。

なお、全項目評価書案については、現在作成中でございまして、本日は概要のご説明とさせていただき、評価書案が出来次第、部会を開催させていただきます。評価書案の作成に当たっては、国から評価書の記載例も示されていますので、それも参考に作成をしてまいります。記載例を含めた国からの令和３年４月２３日付け事務連絡（新型コロナウイルス感染症予防接種事務の特定個人情報保護評価書の作成の際に必要となるワクチン接種記録システムに関する情報の提供について）は資料２－５、それから、現時点での予防接種事務に関する重点評価項目書については資料２－６にございます。

また、ご承知のとおり、新型コロナワクチン接種事務は既に始まっており、本来であれば、システムを活用する前に評価を実施する必要がございましたが、システム構築後、速やかにシステムを活用し、予防接種事務を進める必要があったことから、本日の審議会への諮問となったところでございます。

評価の流れ等については、以上となります。

事務の概要につきましては、所管課からご説明させていただきます。

（江崎医療政策課補佐）　医療政策課の江崎と申します。

資料２－４「特定個人情報保護評価の再実施について（予防接種事務）」をご覧くださ

い。まず、「１　予防接種に関する事務の概要」ですが、予防接種は各種の病原体に対して免疫を持たない感受性者への免疫付与あるいは、免疫の増強効果を目的に行われるものです。予防接種法に基づき、各自治体が予防接種事務を実施していますが、市民の接種歴は市町村において台帳管理することになっており、本市では予防接種台帳システムで管理をしています。

予防接種においては、制度上、対象者の確認及び接種履歴や未接種者の把握のため、特定個人情報を取り扱う必要がございます。保健医療・衛生システム（予防接種台帳システム）の概要については資料２－４の別紙１のとおりです。

続きまして、「２　評価書の主な変更点」ですが、「（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務の追加」、「（２）予防接種法による新型コロナウイルスワクチン接種事務の追加」の２点です。

こちらの違いについてですが、（１）については、特定個人情報番号８８番として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第４６条第３項に基づく予防接種が対象となっています。令和３年６月にデータ標準レイアウトが示され、本市ではシステム改修後に情報連携が可能となっています。

（２）については、予防接種法附則第７条第１項第２項の規定により同法第６条第１項の臨時接種とみなして実施されています。また、事業のスケジュール等の理由から実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することは困難であることから、国により特定個人情報保護評価に関する規則第９条第２項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となりうるものとされ、既に後述のワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）について令和３年４月１２日より使用を開始しています。なお、こちらの予防接種に関する情報については、令和４年６月のデータ標準レイアウトの改版の際に、特定個人情報番号８４番に追加され、情報提供ネットワークによる情報連携が開始される予定となっています。

次に、「３　新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種」について、「（１）事務の概略等」をご説明します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることがないよう、住民に対して実施する予防接種について定められています。「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」等に基づき、緊急かつ可能な限り多くの国民にワクチンを接種することとされています。今後、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発

行事務を実施する必要が生じます。

既存の予防接種に関する事務では対象人数は約１８万人で、重点項目評価を実施していたところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種では、現時点ではその対象者は存在しておりませんが、対象人数を本市の総人口約９７万８，０００人（令和３年８月１日時点）かつ２回接種を想定していることから、今回、全項目評価を実施するものです。

次に「（２）新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に係る評価書の主な変更点」です。

「ア　事務内容の追加」ですが、個人番号を使う既存の予防接種対象者ファイル（対象人数:約１８万人）に新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報を追加し、特定個人情報の提供を行います。

また、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行います。情報提供に必要な情報を中間サーバへ登録し、以下の事務において、特定個人情報を利用することになります。

①住民基本台帳をもとに予防接種対象者の選定を行う。

②予防接種実施結果を登録する。

③照会申請による予防接種履歴の照会を行う。

④交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票発行等を行う。

⑤予防接種により健康被害が生じた場合の給付金等の支給を行う。

「イ　特定個人情報を取り扱うシステム・委託事項等」ということで、上記アに伴い、特定個人情報を取り扱うシステム等評価書における各項目に、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する内容を追加します。

（中嶋医療政策課補佐）　私、千葉市医療政策課新型コロナウイルスワクチン接種推進室、補佐の中嶋と申します。どうぞよろしくお願いします。

私からは、新型コロナウイルスワクチンの部分につきましてご説明します。

「４　千葉市における新型コロナウイルスワクチン接種」について、まず、「（１）事務の概要等」についてご説明します。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、ワクチン接種を希望する市民の皆様方にワクチン接種を実施するものでございます。

対象は、千葉市に住民票がある接種日時点で１２歳以上の者とし、約９０万３，０００

人と推定しています。

接種体制につきましては、令和３年８月２６日現在、個別接種３３８か所、集団接種３か所で実施しています。

接種状況ですが、こちらは国のシステム、ＶＲＳ登録データによりますと、６５歳以上の方の１回目の接種率は約８８．７０％、２回目の接種率は約８５．９１％となっており、６５歳以上の高齢者の方を含めた全年代の接種率は、１回目は４１．０２％、２回目が３１．８０％となっています。

「（２）新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）」についてご説明します。

資料２－４の別紙２「予防接種に関する事務概要　全体図」をご覧ください。

まず、千葉市における従来の仕組み（予防接種台帳システム）では、接種情報をデータ化するまでに２～３か月の期間を要するところでございますが、全国の市区町村で共通のシステムであります「ワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）」を利用させていただき、接種会場（市区町村、医療機関、企業等）によって接種情報を登録いただくことで、登録後すぐに接種情報を参照できるため、転出入時の方の接種データ参照や住民の求めに応じた接種証明の発行等の円滑な対応が可能となっています。別紙２の上部が従来の予防接種の事務となりまして、予防接種台帳から接種対象者を抽出、それを基に接種券を市民の方へお送りをして、市民の方へ届きましたら、接種券を使って、予防接種を受けていただきます。医療機関等の接種会場で、こちらの接種記録を作成していただき、接種会場等からいただいたデータを、こちらのほうで予防接種台帳に接種記録を登録という形になっています。

点線から下の方が、ＶＲＳの部分になります。今まで手作業で行っていたものを、システムでデータを読み取り、送信いただくことで、今まで３か月かかっていた接種情報の反映が、速やかに登録ができるということでございます。

資料を戻りまして、今申し上げたとおり、千葉市医療・衛生情報システムである予防接種台帳から、特定個人情報ファイルの登録をＶＲＳシステムに行っています。一方で、医療機関からは、接種記録がＶＲＳを使って登録され、こちらを合体したものが接種記録として、各市区町村から提供があったものについて照会ができる、確認ができるという形のシステムになっています。

「（３）ＶＲＳに登録されるデータ」について、接種者情報は、具体的には、マイナン

バー、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報である３情報と言われるもの、接種記録情報につきましては、自治体コード、接種券番号、接種状況、接種回数、接種日、ワクチンのメーカー、ロット番号等が登録されます。

「（４）情報提供ネットワークシステムとの接続」について、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する情報は、令和４年６月のデータ標準レイアウト改版の際に、特定個人情報番号８４番（予防接種に関する情報）に追加され、情報提供ネットワークシステムによる連携が開始される予定です。こちら対象人数は、全住民を対象としています。

「（５）新型コロナウイルスワクチン接種に係る評価書の主な変更点」について、「ア　事務内容の追加」でございます。個人番号を使う既存の予防接種に関する事務に加え、新型コロナウイルスワクチンの接種記録の管理等を行うため、新たに以下４点の取扱いを追加するものでございます。

①新型コロナウイルスワクチンの接種記録を特定個人情報ファイルとして取り扱うこと。

②保健医療・衛生情報システムＶＲＳシステムへの特定個人情報を登録。（予防接種会場から）

③ＶＲＳシステムを利用したワクチン接種記録の管理及び他市区町村との接種記録の照会・提供。

④ＶＲＳシステムに登録された接種情報を利用した新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付。

「イ　特定個人情報を取り扱うシステム・委託事項等の追加」でございます。こちらは、上記アに伴いまして、特定個人情報保護評価書における各項目において、ＶＲＳに関する内容を追加するものでございます。

以上でございます。

（本澤会長）　事務局及び実施機関から説明がありましが、何かご質問等はありますか。

（石河委員）　まず１点目、資料２－４の２ページ目のところです。このＶＲＳの仕組みの話だと思いますが、千葉市の医療機関（３３８か所）や集団接種会場（３か所）で、他市の人が受けた場合に、そのデータは千葉市のＶＲＳの記録システムに入るのでしょうか。

（中嶋医療政策課補佐）　住民票がある各市区町村のシステムの方に入ります。

（石河委員）　では、ここに書いている情報は、千葉市の今回の９０万３，０００人の情報のみということでよろしいでしょうか。

（中嶋医療政策課補佐）　はい。そうです。

（石河委員）　それであれば、その情報を、他市の市町村がデータを参照する仕組みというのは必要ないような気がするのですが。

（中嶋医療政策課補佐）　市民が転出・転入した場合に、他市町村間での接種記録の提供が必要になります。

（石河委員）　職域接種の情報というのも、ここに連携されてくると思います。職場の中でワクチンを受ける人、受けない人が出てきますが、受けない人に対するハラスメントというのが、問題になると思います。職域接種をした企業に対して情報のフィードバックを行う仕組み、データを参照する仕組みはないということでよろしいでしょうか。

（中嶋医療政策課補佐）　はい。ありません。

（石河委員）　分かりました。

（本澤会長）　他には、ございますか。

（立花委員）　先ほど、全項目評価のご説明をいただきましたが、なぜする必要があるのですか。

（北島市政情報室主査）　この全項目評価の対象につきましては、とても影響が大きいものでございますので、きちんとしたステップを踏んで評価を行うこととなっています。

（立花委員）　人数が多いと意見聴取しなければならないのは分かりますが、人数が少なければ行わなくてもよいのですか。

（北島市政情報室主査）　人数が多いと何かあったときの影響がかなり大きくなります。そういったことも含めて、国の方で、しきい値判断の値を決めているのかと思います。

（立花委員）　１つ目の議題で、令和２年１月４日から２月３日にかけて実施された市民意見聴取に対して、意見の提出はなしという結果ですが、千葉市は１００万近く人口がいる中で、１件も意見が来ていないということは、みんな納得してくれたのだなと理解すればよいのか、あるいは周知や案内の仕方が、まだまだ足りないということが考えられるのか、どちらなのかということを思いましたので。

なぜお伺いするかというと、この議題２に関しても１１月頃から意見聴取を実施されるということで、一定の意見が出ないということは、意見聴取がうまくいっていないというように思います。これから市民意見聴取を実施されるに当たって、意見が出るよう工夫されるのであれば、今現状をどのように理解されているかということと、１１月に向けて何か対策というか、どのような検討されているのか教えていただきたいと思います。

（北島市政情報室主査）　先ほどの住民基本台帳の関係で意見が出なかったことについて

ですが、新たに事務を開始して、意見を聴取するのではなく、再評価の実施ということなので、そういったことも意見が出なかった理由の１つなのではないかと考えています。

意見聴取の実施方法ですが、条例案や市の重要な計画などと同様の手続に倣って実施していますので、今のところ、その実施方法を変えることは考えておりません。

（中村委員）　私の記憶では、これまでのところでは、パブリックコメントが来ていますよ。来ていないのは、今回のだけで、これまで結構来ましたよね。

（立花委員）　分かりました。予防接種に関しては、個人的にも関心が高いので、こういった情報を、いわゆる一般の方々にどのように伝えられるかということは重要だと思いますので、なるべく理解を得られる形で実施していただきたいと思います。

（本澤会長）　意見聴取の方法についてですが、ホームページへの掲載や市の広報紙に掲載するのでしょうか。

（北島市政情報室主査）　ちば市政だよりや市ホームページなどで周知しています。

（本澤会長）　今回は特に意見はなかったのですが、過去、いろいろな議題で、それなりに市民から意見が寄せられて、指摘があったと記憶しています。

ほかによろしいでしょうか。

（石河委員）　このＶＲＳの仕組みは暫定的な措置として、今これを追加しますよという形で諮問されていると思いますが、将来的にこのコロナウイルスについては、従来の予防接種台帳に移行するという予定はありますか。

将来、この暫定的な措置が恒久的な対応になったときに、また審議会で審議しなければいけないと思います。

（中嶋医療政策課補佐）　そもそも、コロナウイルス接種事業が今後どうなるのかが見えないところであります。今、この事業を進めるに当たっては、ＶＲＳシステムを使う必要があります。

（本澤会長）　このＶＲＳ、新型コロナのワクチンだけ利用するシステムなのですか。

（中嶋医療政策課補佐）　はい。そうです。

（栗原委員）　新しいシステムによって、接種会場ですぐに接種記録を見られるというよさがあることは理解できたのですが、そのために、多くの方の目に触れるのではないかと思いますが、それに対してのセキュリティは、どのようなものになっていますか。

（中嶋医療政策課補佐）　まず、千葉市が設置している集団接種会場におきましては、予診票を回収して、それをＶＲＳシステムに読み込んで、接種情報が登録されるという仕組

みになっており、回収した予診票は、適正に管理していくという状況になります。

それから、医療機関における個別接種については、診療所で予診票をお預かりして、接種が終わって、診療時間終了後に、各医療機関でシステムに読み込ませるという作業をしていただくということになっていますので、そこについては一定程度、多くの方に触れるような形にはなりませんし、我々の方も、取扱いについては厳重に取り扱うように注意をしているところでございます。

（中村委員）　個人情報を扱う業務についての評価をしなければいけないわけなのですが、例えば、接種会場でＶＲＳを使っているということは千葉市が委託している形になるのでしょうか。それとも、国がやっていることだから、国の方の個人情報の評価になるのであって、ここで評価する内容ではないということになるのでしょうか。

大まかなところだけお答えいただいて、あとは部会でということであれば、それで結構なのですが、範囲がどこまでなのかが分かりません。

それから、もう一点よろしいでしょうか。今回、人数が変わったから評価するということですが、ほかのシステムは、住民が急に増えるということはほとんどないと思います。

対象人数が、ほとんど変わらないことを前提にして作られているので、急激に変わるものに関して、今回も、評価が遅くなります。これを評価する頃には、事業は終了しているということになってしまうと思いますが、その辺りの対応は、どうなのでしょうか。

（中嶋医療政策課補佐）　最初のシステムの関係ですが、各医療機関では単にデータを登録していただくだけで、他の医療機関のデータは見られません。

（中村委員）　そういうことではなくて、例えば、予診票はきちんと破棄したのかということは、千葉市の個人情報の取扱い業務として行うもので、実際の取扱いは、医療機関が行っています。そこって立ち入ることなのですかということです。

（石河委員）　今回の予防接種は医療機関などに委託をしています。千葉市が委託をしているわけですから、その情報は千葉市のものですよね。もし、その予診票が漏れたら、医療機関の責任というだけでなく、千葉市の責任になるわけですよね。したがって、予診票の処理についてはどうするのかということは明確に記載した方がよいと思います。

今回のワクチンに関しては、診察券、ＯＣＲの番号だけの管理ということではないと思います。

（中村委員）　今、これを審議すると、本日の他の議題は終わらなくなってしまうので、部会までに整理しておいていただければと思います。

評価書を読ませていただいたのですが、システムのことしか記載していなくて、事務の取扱いという点について、整理していただいた方がよいのではないかと思います。

（中嶋医療政策課補佐）　ご意見ありがとうございます。委員の皆様方のご意見を踏まえまして、検討してまいります。

（中村委員）　２点目は事務局にお聞きしますが、すごく人数が変わるものというのは、このように毎回審議するのでしょうか。

（北島市政情報室主査）　原則としては、事前に実施することが決められていますので、例外的に事後での実施となった場合は、なるべく早く実施する必要があります。

（中村委員）　このような予防接種は、千葉市民全員が対象になるだろうということは想定されるものかと思います。

その想定される人数を、もう少し整理しておくべきではなかったのかということを、意見としてお願いします。

（北島市政情報室主査）　承知しました。

（本澤会長）　中身の話で一つだけ、このＡＩ－ＯＣＲというのは、どこかのメーカーの製品を使っているということですか。

（中嶋医療政策課補佐）　国から支給されたものを使っています。

（本澤会長）　ほかに何かご意見はございますか。

（なし）

（本澤会長）　詳細については、部会での検討ということになるかと思いますが、審議会全体としての答申の検討は、部会で専門的に審議した後に、部会からの報告を受けて、来年の２月から３月頃に開催予定の審議会で、改めて行います。以上でよろしいでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　ありがとうございます。

なお、希望される委員の方についてはオブザーバーとして部会に出席いただくことも可能ですので、部会の日程が決まりましたら、事務局から意向確認の連絡をします。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

◆議事（３）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号に規定に基づく諮問【個人情報の本人収集の原則の例外について】

（本澤会長）　では、議事（３）千葉市個人情報保護条例第７条第２項第９号に規定に基づく諮問【個人情報の本人収集の原則の例外について】を議題とします。

（石川市政情報室長）　資料３－１の諮問書をご覧ください。

案件の概要について、事務局と実施機関である消防局からご説明をさせていただきます。

本件は、条例第７条第２項第９号の規定に基づく諮問ということで、個人情報の本人収集の原則の例外について、審議会の皆様の意見を伺うものでございます。

資料３－３「第７条第２項　収集先の制限」をご覧ください。

こちら個人情報保護事務の手引きの抜粋でございます。第７条第２項には、個人情報の本人収集の原則を定めていますが、その例外として、例えば、第１号では「本人の同意があるとき」、第２号では「法令等に定めがあるとき」などにつきまして、本人以外から収集することを認めています。

第８号までに掲げるものに当たらない場合であっても、第９号に規定する「審議会の意見を聞いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき」には本人以外から収集することが認められています。

これまで、審議会のご意見を伺ったものにつきましては、事案を類型にしまして整理した答申をいただいています。例えば、最近では、「防犯カメラ」や「ドライブレコーダー」を類型として諮問しています。

本日は「災害現場での状況判断や安全管理体制の評価・検証、人材育成のため、消防活動状況を収集すること」について、審議会のご意見を伺うものでございます。

この個人情報の収集は消防活動においてのみ行うため、類型に追加するものではなく、個別に意見を伺うものでございます。

詳細につきましては、実施機関でございます消防局から説明をさせていただきます。

（相場消防局警防課係長）　消防局警防部警防課、相場と申します。

資料３－２「ウェアラブルカメラによる個人情報の収集について」をご覧ください。

「１　諮問の趣旨」についてですが、ウェアラブルカメラで記録した災害現場の映像及び音声には、傷病者などの不特定多数の者の個人情報が含まれる場合がございます。これらの個人情報の収集は、本人の意思に基づく収集とはいえないことから、個人情報の本人以外からの収集となると考えています。

収集に当たって、本人に同意を得ることは現実的に不可能であり、かつ、第７条第２項第１号から第８号のいずれにも該当しないが、公益上、特に必要があり、かつ、当該個人

情報を収集することが事務の性質上やむを得ないものと考えていることから、第７条第２項第９号の規定により、情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものです。

「２　事業概要」の「（１）事業内容」についてですが、災害現場での消防活動状況を映像に記録することにより、状況判断や安全管理体制の評価・検証へ有効活用するとともに、現場経験の少ない職員の教育資料として、知識・技術の向上に役立て効率的に人材育成を行うため、ウェアラブルカメラを現場活動隊に配備するものとして考えています。

４ページをご覧ください。ウェアラブルカメラの写真でございます。ヘッドバンドは、通常の装備として考えています。基本的に消防隊の指揮隊長、隊長クラスの方が、これを頭につけて現場の状況を撮影するものと考えています。

では、１ページにお戻りください。

「（２）撮影対象・使用用途」についてですが、「ア　火災出動」は、第一出動以上ということにさせていただいています。この火災出動というのは、火災性状、火事はどうやって起こるのかというところの内容ですとか、あとは消火戦術・消火技術を知るために教育資料の撮影及び事後検証資料を目的として考えています。

次に、「イ　救助出動」は、救助要領の撮影ということで、多種多様の資機材を駆使して、臨機応変に救助活動に当たりますので、その事後検証及び教育資料を撮影することを目的としています。

次に、「ウ　特異性のある災害・指揮者が必要と判断する災害」は、台風・地震等の自然災害で、現場の状況を撮影することにより、詳細な状況報告があります。また、被害状況を教訓として教育資料にも活用することを考えています。その他で、危険排除活動ですとか、ＮＢＣ災害活動、このような災害にも教育資料となり得ると指揮隊長が判断した場合に撮影することを考えています。

次に、「エ　各種訓練（個人情報は含まない）」は、消防隊とか救助隊というのは、日頃から災害における訓練を行っています。その訓練でいろいろ振り返りなどを行うに当たって、映像化して、よりよい活動を提供するために、訓練に対しても使うということで、ここで載せさせていただいています。

２ページをご覧ください。

「（３）の現状・課題」についてです。

現在、市内の火災件数ですが、１０年前と比較して１００件程度減少しています。年々減少する火災件数に比例して、職員の火災現場経験が著しく低下している状況であります。

１つとして同じ災害がない現場で活動するには、経験による臨機応変かついかなる状況下でも冷静沈着な判断・行動が必須でありますが、現状、年々火災件数は減少の一途をたどっており、若年層の職員は火災活動の経験が非常に乏しいのが実情です。

また、火災は減少傾向にありますが、なくなることはありません。実は昨年度のお話になるのですが、皆さんもご存じのとおり、静岡県で大規模倉庫火災が発生しまして、そこで消防職員が３名殉職するという案件も発生しています。

また、台風、地震等の自然災害については、全国的に毎年、家屋の倒壊、土砂災害等が発生し人命救助活動を実施しているところですが、活動中に消防職員が殉職している案件もございます。千葉市においても令和元年に、誉田町と板倉町になりますが甚大な災害が発生しています。

このような災害は、地域に限定するとなかなか起きるものではございません。発災時には現場の状況、危険要因、安全管理措置、活動状況等について、詳細な内容を動画に残し活動終了後に活動現場においての安全措置は正しかったか。活動が出来る状況であったか等の事後検証及び教育を行う必要があります。

以上のことから、経験不足等による消防職員の危険予知能力の低下により、今後当局において重大事故等が発生する蓋然性が高まっているというのが現状でございます。

５ページをご確認ください。

「８　千葉市の火災統計（参考①）」ということで、過去１０年間の火災件数を記載しました。平成２３年３１６件発生していますが、令和２年に関しては２０４件となっています。このことから、ほぼ１００件以上の火災が減少しています。

市民にとってみれば、非常に喜ばしいことですが、現場で活動する消防職員にあっては、この現場経験が減ってきていることから、１災害において、大規模の災害が発生した場合に、この経験不足から、殉職ですとか、重大な案件につながる可能性がございます。こういったことから、少ない火災件数の中から映像を通して、職員を教育することにより、この資質の向上というものを目指したいと思いまして、挙げさせていただいています。

６ページをご覧ください。

「９　全国における消防職員殉職事案（参考②）」ということで、平成１４年からの殉職事案です。

一番下段の３行になりますが、こちらは令和２年度以降に発生した殉職案件でございます。全国的に消防職員で殉職案件について問題提起をし、訓練等を進めているところなの

ですが、それでもやはり毎年、数名の殉職者が出ているのが現状になります。この災害の振り返りとかを行うと、やはり経験不足ですとか、知識不足、そういったところから防げることができた案件だということに最終的にはなっています。

過去の事例、映像を通して確認することにより、殉職、負傷数を減らしていきたいと考えています。

それでは、また２ページにお戻りください。

「（４）の必要性」についてですが、ウェアラブルカメラを装着し消防活動を行うことにより、実災害の火災防ぎょ活動及び火災の延焼状況を映像として記録し、経験不足を補う人材育成資料として活用することで、職員の消防活動能力の向上を図る体制を早急に確立する必要があります。

また、消防活動を映像で記録することで、有効的な事後検証を行い、消防活動能力の更なる向上を図るほか、事故事案やヒヤリハット事案を記録した映像を事後検証資料や安全管理教育に活用することで、消防活動中の殉職・負傷事案の防止を図ることを目的としています。

「３　ウェアラブルカメラの仕様」についてですが、

「ア　記録媒体：ＳＤカード」

「イ　記　　録：災害現場」

「ウ設置場所：活動隊ヘルメット、手持ち(ハンドラー使用)、胸ポケット(ハンドラー)

となっています

続きまして、「４　個人情報の管理」についてですが、

「（１）管理体制」です。

アとして、管理責任者（警防課長）及び運用責任者を配置します。運用責任者は各消防署に消防第一課長、消防第二課長がいますので、その者を配置することを考えています。

また、イとして、各消防署で撮影された映像は、警防課に提出することとしています。

（ア）撮影後は、提出までの間は各消防署の施錠可能な場所に厳重に保管すること。

（イ）提出方法は、運用責任者が指定する職員が警防課へ直接持参すること。

（ウ）受領した本体記録媒体（ＳＤカード）を、警防課職員で外部記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に映像を移動すること。

エとして、映像を移動したら、警防課職員で記録媒体（ＳＤカード）の記録を消去します。

オとして、映像を記録した外部記録媒体（ＣＤ－Ｒ）は、セキュリティ（パスワード）をかけ、警防課で施錠可能な場所に厳重に保管します。

カとして、映像の移動、消去は２人以上の警防課職員で行うということを考えています。

（２）番に入ります。持ち出しです。

ア、持ち出しについては、管理責任者の許可を必要とするということにします。

イ、管理簿を作成し、貸し出しについては必要事項を記入、返却まで管理します。

ウ、貸し出しデータの複写・改ざんは禁止とします。

（３）番のご説明に入ります。映像等の保管期間ということです。

外部記録媒体に保存した翌年度の４月１日を基準として５年とします。

（４）保存期間が満了した記録データの消去方法です。

外部記録媒体を裁断、ＣＤ－Ｒを裁断することで考えています。

次に、「５　市民への周知方法」についてですが、市のホームページで周知することを考えています。

最後に、「６　その他」についてですが、

（１）他都市の状況、それと（２）運用要綱・運用フローチャート(案)をつけさせていただいています。

７ページをご覧ください。

こちら関東の政令市の状況を掲載しました。東京消防庁、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市は、すでに導入しています。相模原市、さいたま市は現在運用をしていません。

また、千葉市消防局ウェアラブルカメラ運用要綱（案）を資料として添付しています。

運用要綱についは、今ご説明させていただいた内容を盛り込んでいます。

また、「ウェアラブルカメラ運用フローチャート」についても、こちらに関しては、基本的に災害対応ということで、フローチャートをつけさせていただいています。

最後になりますが、専門用語についてご説明をさせていただきます。

千葉市消防局におきましては、災害規模に応じて、特命出動から第４出動という区分がございます。各出動については、出動部隊数が決定しており、火災出動、建物の低層階ですね、第一出動については、１０隊の消防隊が出動します。

では、この第一出動は、１１９番通報が入ったときに、「今、燃えていますよ」という場合には、第一出動を基本的にはかけます。逆に、１１９番でも「火は消しました」という話があった場合は、特命出動で、少ない部隊を出すことを想定しています。

消防局の説明については、以上となります。よろしくお願いします。

（本澤会長）　ありがとうございました。

ただいま事務局及び実施機関から説明がありましたが、何かご質問やご意見などはありますでしょうか。

（下井副会長）　今回、第７条２項第９号（審議会の意見を聴いた上で・・・）ということで諮問していますが、第４号（個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）には該当しないのでしょうか。

資料３－３の３ページに解釈が記載されていますが、「（４）第４号関係」で、アでは「個人の生命、身体又は財産を守る」、イでは「緊急かつやむを得ない」の説明があります。消防現場での個人情報の収集は、これに当たるのではないかと思います。それとも、この第４号でカバーできない部分もあり得るから第９号ということなのでしょうか。

資料３－２で、２の事業概要（２）撮影対象・使用用途で「ア　火災出動」、「イ　救助出動」、「ウ　特異性のある災害・指揮者が必要と判断する災害」、「エ　各種訓練」とありますが、例えば、「ア　火災出動」、これは撮影対象ですか。

（相場消防局警防課係長）　撮影対象です。

（下井副会長）　２行目の「火災性状、消火戦術、消化技術を知るための教育資料の撮影及び事後検証資料」、これは使用用途ですよね。

（相場消防局警防課係長）　はい。

（下井副会長）　分かりました。１行目が対象で、２行目以下が使用用途ですね。

（相場消防局警防課係長）　はい。

（下井副会長）　少なくとも、ア、イ、ウについては、４号に該当するのではないでしょうか。

（相場消防局警防課係長）　それに関しましては、当局の目的というのが、緊急性がある場ではなくて、緊急性がある場で撮影したものを職員の育成に活用するというものですので、第４号の「緊急かつやむを得ない」という判断はできないということで、第９号で考えています。

（下井副会長）　第７条第２項の本人収集の例外として、緊急の場合は、本人が知らないところで本人の情報を収集するということですから、収集した情報をどう生かすかということが緊急の対象になっているわけではないと思います。本人から緊急の必要があるから、本人から直接、あるいは、本人の同意の下に収集できない場合があるというのが、第７条

２項４号の趣旨であるかと思います。

先ほどのご説明では、それを活用するという説明でしたが、第７条第２項は、個人情報の利用の話題について論じているのではなくて、収集の話題の方になります。

（相場消防局警防課係長）　当局では、そのものの活用のことを考えておりました。

（下井副会長）　それは、第８条の目的外の利用の問題になります。

（相場消防局警防課係長）　緊急を要する場面で、個人情報が入ってしまった。その個人情報が入ってしまった資料を次の教育のときに使用すると考えておりました。

（下井副会長）　やや問題の焦点がずれていた説明があるように私は思いました。
条文を厳密に読めば、第９号は、「前各号に掲げる場合のほか」となっていますから、これは第４号には当たらない場合だということです。

ですから、資料３－２の２の事業概要（１）、（２）の中で、第４号に当たらない場合があるのであれば、諮問を受ける必要があると思います。

緊急ではないが、本人の同意の下に、本人から直接情報を得なくてもよいのかといったら、緊急ではないのになぜよいのですかという話で、多分それは駄目ですよという話になると、私は思います。

関連してもう１点。「エ　各種訓練」、これは対象ですか。

（相場消防局警防課係長）　いえ、違います。参考として載せさせていただきました。使用用途として、災害の訓練というものを考えておりましたので、今回の個人情報の収集については、全く関係はありません。

（下井副会長）　これは、削除した方がよいと思います。

（相場消防局警防課係長）　はい。分かりました。

（下井副会長）　私は、この諮問は必要ないという見解です。

（中村委員）　私も、下井先生と同じ意見です。

例えば、死にかけている人がいて、人工呼吸しているシーンがあった場合で、その人が亡くなったときに、その映像を使って研修をするというのは、ご親族などの同意は得ずに、教材として使ってよいのでしょうか。

教育に使うという話と、同意を得ず収集するという話は、違うような気がします。

（下井副会長）　それは第８条の目的外の利用の問題かと思います。同一機関内で行うのであれば、それはよいと思います。

（石川市政情報室長）　目的外の利用ということであれば、それは第８条第４号の実施機

関の内部での利用ということで、整理させていただきたいと思っています。

確かに、災害時という緊急事態になりますので、「緊急かつやむを得ない」に該当すると思います。また、その時の消防活動に限定すれば、災害現場で救助される市民や消防隊員の生命等を守るために、カメラを設置するという議論になるかと思います。

しかし、今回は、災害現場での状況判断だけではなく、今後の検証ですとか、消防隊員の教育に生かしたいということも踏まえて、ビデオを撮るという趣旨になりますので、そこまで広げて、第４号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため」の要件に該当するのかということもあり、慎重を期して、第９号の規定により諮問したものでございます。

（井原委員）　その現場の状況などを把握したりするときの撮影ですとか、要救助者の情報を確認するために聞いたりするなど、直接的に個人の生命、身体を守るために緊急性があって、同意を求めない場合ということが、第４号の趣旨かと思います。今回はそういった形での撮影ではなくて、最初から教育目的での撮影だということで、生命の安全を守るための撮影ではないので第９号で諮問したというような認識でよろしいでしょうか。

（石川市政情報室長）　はい。そうです。

災害時の消火活動だけではなく、あくまで、その後の検証や教育目的などを踏まえての個人情報の収集ということでございます。

（下井副会長）　結局、第４号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守る」ためというのは、どのような意味で読めばよいのでしょうか。

直接的な保護ということに絞って読むのであれば、今の井原委員の考え方になるのであろうと思います。そのような意味であるということを明確にしていただければ、諮問していただいてよろしいかと思います。

（石川市政情報室長）　そのような形でご審議いただければと思います。

（本澤会長）　第４号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため」というのは、直接的に守るためということであれば、事後的な検証というのは、第９号で諮問するということで進めてよろしいですか。

（下井副会長）　はい。分かりました。

（本澤会長）　では、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

本来は教育や検証することが目的ということでありますが、訴訟ですとか、個人情報開示請求があったときに、このデータを出すということは予定されていますか。

（石川市政情報室長）　保有している個人情報は、開示請求の対象になります。

（本澤会長）　「２　事業概要」の「（２）撮影対象・使用用途」の「ウ　特異性のある災害・指揮者が必要と判断する災害」のところで、「現場の状況を撮影することにより詳細な状況報告ができる」という記載がありますが、事後的な教育上、この映像は価値があるから使おうということではなくて、状況報告として撮影するという使い方も想定されているのですか。

（相場消防局警防課係長）　基本的に状況報告ということですので、編集するよりは一部始終を流した方が教育の資料となります。必要なものを流れの中で説明するという考えでいます。

（本澤会長）　今、まさに起きている災害にどう対応するかということを判断するのに使うというイメージでしょうか。

（相場消防局警防課係長）　はい。そうです。災害時対応での利用と事後的な教育の両方を考えています。例えば、土砂災害では災害現場は多数ありますので、そこで撮影したものは指揮所に持っていって、今の状況を報告します。

また、撮影したものを最終的に事案が終了した後に検証という形でも考えています。

（下井副会長）　話は戻りますが、何のために収集するのかということを、資料３－２の「１　諮問の趣旨」に入れていただきたいと思います。現在の記載だけでは、何のために収集するかが分かりません。この撮影は後々に検証するためにも利用するものであるので、第４号の「個人の生命、身体又は財産の安全を守る」に該当するが、その場にいる人の生命を守るためでだけではないので、第９号で諮問するということを入れていただければと思います。

これは、今日、答申内容を確定させるのでしょうか。

（石川市政情報室長）　ただ今の意見を踏まえて資料を修正させていただき、承認というご意見がいただけるのであれば、本日の会議で決定していただければと思います。

（下井副会長）　研修資料として、現場検証のために活用するということが、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないものと認められるかどうかということですね。

これは当たるとは言えると思いますが、緊急性は関係ないということですか。

（相場消防局警防課係長）　はい。緊急性はありません。

（下井副会長）　事後的に活用する必要があるから収集の必要はあるが、本来であれば、本人の了解を経て、本人から直接収集すべき情報であるが、そのような時間はなく、緊急

性があるからこちらの判断で行いますということですよね。これは、緊急性があるのではないでしょうか。

（石川市政情報室長）　消防活動中は全て緊急性がある状況ですし、生命・身体を守るために行っているのですが、消火活動や救助するという趣旨のみで生命等を守るということではなく、その後の教育に利用する目的ということでございます。

（立花委員）　救助活動については、撮影しようがしまいが、そのパフォーマンスは変わらないと思います。個々の救助行為に関しては緊急であるが、撮影については緊急性がないということだと思います。

教育や事後検証などのために撮影する必要があり、かつ撮影することについてその場で同意が取れないということだと思います。

（下井副会長）　それをもって緊急性と言うのではないでしょうか。本人に同意を求めるいとまがなく、今ここで撮影しなければなりません。

（石川市政情報室長）　撮影をしなければ、目の前の命が救えないということではございません。

（下井副会長）　第４号でいう緊急性は、撮影による個人情報の収集についての緊急性ではないのでしょうか。

（石河委員）　個人情報を取得する人の当人の緊急性が高いかどうかというところだと思います。個人の生命が、本人の生命という言葉であったなら、今の議論を何もしなくても済むと思います。しかし、個人の生命となっており、当事者という言葉がどこにも書いていないから、今の議論になっているのだと思います。

撮影が緊急なのか、当事者を助ける緊急なのかということで、割れている話であるかと思います。

（立花委員）　この文脈の個人は、任意の個人という解釈でよろしいでしょうか。

緊急性について、撮影の緊急性と認めた場合には、その場にはいない、まだ職員になっていない将来の消防士さんたちのことも含まれるのでしょうか。

（本澤会長）　教育を受けて、将来事故に合わないようにする消防士さんのことを含めて、個人の生命等を守るという解釈できるかというと、それは難しいかなと思います。

（下井副会長）　第４号は、個人の生命、財産を守るために、本人から収集する時間的余裕がない。今回は、何々をするための「ため」が、その現場での個人の生命、身体、財産を守るためではなくて、もともと現場検証ですとか、隊員の研修のために使うために収集

するということです。しかし、その収集に当たっては、本人に一々聞いている時間はないので、本人から直接収集しなくてもよいということを、我々が認めるかどうかですね。

そういう意味での緊急性は、第９号の公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないという判断の中のファクターに入ってくるのではないですか。

（立花委員）　「そういう意味での緊急性」とはどのようなことでしょうか。

（下井副会長）　その場で、すぐに本人の了解を得ないで撮影する、急がないといけないということです。

使用の目的が、災害現場での目の前の人の命の救済であるのか、それとも、後々の研修、事後検証であるのか、その目的は異なっているとしても、その場ですぐ撮影する必要があるので緊急であるという意味では一緒です。

つまり、何らかのために撮影する必要があるが、そのときに本人の了解を得る時間があるか、ないかという問題です。時間的余裕がないから、本人に無断で撮影するのであれば、それは、その目的が何であれ、緊急だからということになります。

（本澤会長）　第４号の緊急という言葉ですが、前半の「個人の生命、身体の安全又は財産の安全を守るため」がどこにかかるのでしょうか。

第４号に当たらないから第９号だというと、まず第４号に当たるかどうかを考えなければいけないと思います。

（下井副会長）　繰り返しになりますが、第９号の「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ない」の中に、その場で撮影しなければいけないということが入っていると思います。

（中村委員）　諮問の趣旨を変えるべきだということですよね。

（下井副会長）　書き方を変えていただければと思います。

第９号の公益上特に必要という要件と、当該事務の性質上やむを得ないという条件、それぞれについて、該当する理由を記載していただき、それが諮問の趣旨であるというようにご説明していただければと思います。

（石川市政情報室長）　分かりました。資料を修正した後に、答申案を会長さんと相談しつつ、委員の皆様にメール送信し、承認していただくという形でよろしいでしょうか。

（本澤会長）　いかがいたしましょうか。資料がこのまま公表されてしまうと、市民にもなかなか伝わらないということで、そこは修正していただく必要があります。ご説明をい

ただいて、趣旨はご理解いただいたと思いますが、承認ということでよろしいでしょうか。

（下井副会長）　先ほどの趣旨であるということで、認識が共有されるのであれば、承認してよいと思います。

（本澤会長）　ほかに何かご意見、ご質問はありますか。

（藤村委員）　資料３－２の別紙「千葉市消防局ウェアラブルカメラ運営要綱」では、保存期間が原則、５年間となっています。無駄に長く保管するのはよくないと思いますが、ただ、１０年、２０年保管していてもよいのではないかなという感覚もあり、ただし書きで、「管理責任者の指示により保存期間を延長できるものとする」となっています。

実際にはどれぐらいの延長を想定されているのでしょうか。また、保存の方法も書いてありますが、実際に保存期間を延長して長期保存するときは、研修に使用する部分のみ保存し、それ以外の部分は消去する、映像を編集して、個人情報ができるだけ残らないような形で保存するなど、どのような運用を想定しているのでしょうか。

（相場消防局警防課係長）　資料３－２の６ページをご覧ください。

全国的に殉職が発生していまして、基本的に資料として保存する必要性や期間はかなりあると思います。受傷案件や、災害の規模によって、例えば１０年に１回しかないような災害の場合には、管理責任者の判断の下に、永年という可能性も想定しています。

基本的に、編集の中では、個人情報を削除できるものは、極力削除したいと考えています。しかし、火災現場になると、どうしても一般住宅が多いので、基本的に個人情報は消せないと考えています。例えば、道路上での交通事故の映像の場合にナンバーを削除したり、負傷者の方の顔をモザイクにするなど、個人が特定できないようにすれば、特に問題はないと考えています。

（藤村委員）　ありがとうございます。映像を撮られたくないなという場合もあると思いますので、個人への配慮がある程度想定されればそれでよいと思います。

（立花委員）　運営要綱の「８　記録情報の取扱い」の（２）アで、「施錠可能な場所に厳重に管理するものとする」と記載されており、資料３－２でも「警防課で施錠可能な場所に厳重に管理する」と書いてあります。外部へ持ち出しの「外部」は、警防課の外という意味でしょうか。

（相場消防局警防課係長）　はい、警防課の外です。

（立花委員）　警防課の外であれば、どこでもよいというわけではありませんよね。

（相場消防局警防課係長）　基本的には消防署ですとか、講習を開く場所、消防署で管理

している施設を考えています。

（立花委員）　どこまで認められるのかというのは、記載した方がよいと思います。個人情報の種類からいって、流出してしまうと、影響が大きいものになると思います。

（相場消防局警防課係長）　はい。分かりました。

（井原委員）　２点ありまして、１点目が「ウェアラブルカメラ運用フローチャート」では、消防署に帰ってから映像を確認し、目的映像を未入手の場合、データを削除し次の災害に備えると書いてありますが、この部分は要綱には全く定められていなくて、要綱とフローチャートが合っていないように思います。

目的映像を確認するかどうかというところと、ない場合のデータの削除について、要綱では定めるよう検討してください。

（相場消防局警防課係長）　承知しました。

（井原委員）　もう一点は、資料３－２の（２）のウ「特異性のある災害・指揮者が必要と判断する災害」のところで、危険排除活動・ＮＢＣ災害等というのは、具体的にはどのような活動をされるのでしょうか。

（相場消防局警防課係長）　ＮＢＣ災害というのは、小規模から大規模まであります。一番イメージしていただくと分かりやすいのは、硫化水素案件というのはよく一般住宅でもありますし、ニュースでよく見ると思いますが、そういった小規模なもの、要は自殺ですね。そこに対して非常に有毒なガスがあるので、そこについて消防局としていろいろな活動基準を設けています。それについての流れを撮影したり、あとは、大規模な集客施設でテロがあった場合に出動するような、そういった大きい災害まで考えています。

危険排除活動というのは、ＮＢＣでいえば、ホットゾーンというのですが、基本的に生身の体で入っていってはいけない場所、そういったものを順次配置していきます。ゾーニングという言葉があるのですが、その中で危険を排除しながら入っていく、そのゾーンというのを決めています。そのゾーンごとに、必要な装備というものがございまして、それについてしっかりとした活動ができているかどうかということを検証します。

（井原委員）　ありがとうございます。

（石河委員）　撮影される側としては、他人に見られたくない状況だと思います。教育資料として活用するにしても、その取扱いは、ほかのものに比べると慎重に扱わなければいけないと思います。当然、加工処理を施すと思いますが、生のデータの取扱いについて、このフローだと弱過ぎると思います。消防署の職員を信用するかどうかという問題ではな

くて、警察であったとしてもいろいろと犯罪が起きることがあるのですから、カメラからすぐにＳＤカードを抜ける状態になっているか、抜けるのであれば、撮った映像を署に持ち帰る間に抜いて、別のＰＣなどでデータを転送してしまうことは、やろうと思えばできるわけですよね。その情報をネットに公開することは幾らでもできることになります。

ですから、この管理責任者は警防課長１人しかいないと思いますし、署の中のウェアラブルカメラの管理方法と、受け渡し方法のフローをもっときちんと書いていただかないと、私は承認することができません。

ですから、本日、承認していただきたいと言われても、ほかの委員の皆さんはどうか分かりませんが、私は、承認することができません。

（相場消防局警防課係長）　フローに関しては、特にそこまで詳細に定めていなくて、要綱の文言の中で定めたつもりだったので問題ないと思ったのですが、委員の方に明確に伝わっていないということであれば、仮に、消防局職員に提示したとしても伝わらないと思いますので、このフローに関しては、最善化を図って作成したいと思います。

（本澤会長）　この辺りの管理が要綱案だと不十分ではないかということでしょうか。

（石河委員）　これはあくまでも要綱ですので、この運用手順書というものがないと、消防署の職員が貸出や管理を徹底できるのかという話になるわけです、人間ですので。

昨年度の諮問で、動物公園内にカメラを設置して映像を収集するものがありましたが、そのときは、その保管されるサーバはどんなところに置いてあるのか、そこはどのような施錠管理をやっているのか、鍵の受け渡しはどうしているのかということも、この中で議論していた話だと思います。そのときにも、運用手順書の話をさせてもらったのですが、やはりそれを提示していただく必要があると思います。

（中村委員）　今回の諮問では、ウェアラブルカメラに関するものですが、この案件が承認されると、今後、類型みたいな形になるのでしょうか。例えば、最近、災害時にドローンがよく使われていますが、そのようなものを全部想定するのであれば、ウェアラブルカメラに限定せずに、例えば、千葉市消防局映像管理運用規程のような形にした方がよい気がします。ドローンなどは使われていないのでしょうか。

（相場消防局警防課係長）　ドローンはよく使用しています。

ドローンに関しては基本的に、映像は現場とリンクさせていますので、それに関しては緊急性があるということで、取り扱っています。現場に直結しているものですので。

（中村委員）　ＳＤカードや、ＣＤ－Ｒと記載されていますが、もう少し抽象化した表現

の方がよい気がします。最近のものであれば、ＳＤカードを入れるのではなく、機械本体自体に記録しているものも結構ありますよね。ＣＤ－Ｒ自体がもう死語になっていて、デバイス名を書くというのは、いかがなものかという気がします。

（石河委員）　デバイスにしても、記録媒体にしても、中村委員がおっしゃるように抽象的な文言にすれば、技術が進化したとしても、再度、審議をしなくても済むということはあると思います。

（本澤会長）　教育や検証のために、その場で撮影をするということ自体は、それが駄目だという話ではなくて、要綱などの書き方として、もう少し考え直した方がよいところがあるのではないかというところですね。

（石川市政情報室長）　今いただいたご意見を踏まえまして、修正したいと思います。

（本澤会長）　一旦、この議題については、今日は答申を確定しないで、改めて実施機関の方で整理していただいて、再度、審議の場を設けるということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

◆報告（１）個人情報保護法制の一元化について

（石川市政情報室長）　資料４の「個人情報の一元化について」を簡単にご説明させていただきます。

まず、「概要」ですが、地方公共団体の個人情報の制度につきましては、国の法制化に先立ちまして、各自治体で条例が制定され現在に至っています。

規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる保護水準を満たさない団体があるなど、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請されてきました。

いわゆる「２０００個問題」というものですが、これは、国の法律とは別に、都道府県、市区町村、広域連合など、約２０００の自治体が、それぞれの条例によって、異なった制度で運営しているというものでございます。

このような中、令和３年５月に個人情報保護法が改正されまして、これによりまして、①個人情報保護法（民間事業者）、②行政機関個人情報保護法（国）、③独立行政法人等個人情報保護法の３つの法律が１つの法律に統合されました。

そのほか、これまで地方公共団体の制度につきましては、それぞれの自治体によって定

められて運用がされているのですが、改正後につきましては、統合後の法律において全国的な共通のルールが規定されまして、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることになります。

次に、予定としては、令和３年５月に法律が公布されまして、来年の４月に国がガイドラインを策定します。施行につきましては、来年４月に国の方が第一次施行、第二次施行としまして、令和５年４月に地方公共団体が施行します。

条例についてですが、改正法によりまして、全国的な共通ルールができますので、基本的には、地方公共団体は、法律の範囲内で、最小限の独自の保護措置を条例で規定することになります。つまり、現行の個人情報保護条例は廃止になります。それに伴いまして、新たに、個人情報保護法施行条例を策定することになります。

参考として、４－２をつけさせていただきました。国の資料でございます。

２ページをご覧ください。イメージですが、全体像としては、現行のものとしまして、所管も法令も、それぞれ異なってございます。これが、改正後につきましては、右の図のように、法律に基づき、一元化されることとなります。

３ページをご覧ください。

制度の在り方ですが、イメージとしては、上の図のように、現在は、保護水準が各自治体ばらばらでございます。これが、下の図のように、共通のルールが適用されることになります。

国がガイドラインを作成する予定でございますし、また、随時、自治体向けに説明会の開催も行っていますので、国の動きに注視しつつ、情報が入り次第、必要に応じまして、審議会の皆様にはご報告させていただきたいと思っています。

説明は以上でございます。

（本澤会長）　ありがとうございました。

今の報告事項について、何かご質問等はありますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

◆報告（２）令和２年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

（北島市政情報室主査）　続いて、報告の（２）でございます。

令和２年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告ということで、簡単にご説明

させていただきます。資料の５－１、それから資料の５－２でございます。

資料の５－１でございますが、今年の８月に公告をしたものでございまして、情報公開条例、それから個人情報保護条例の昨年度の運用状況について公表したものでございます。

大きく項目を分けまして、情報公開条例の施行状況、個人情報保護条例の施行状況、そして本審議会の運営状況の３つに分かれています。

続いて、もう１つの資料５－２でございます。

こちらにつきましては、個人情報の本人外収集についての報告でございます。

条例上、個人情報は、原則として本人から収集することになっていますが、例外措置として、審議会にあらかじめ意見を聞くことによって、本人外収集できる場合が類型化されています。これらについては、その内容の実績を公表することという答申がございますので、これについてご報告するものでございます。

資料５－２の最後のページですが、こちらは、本人外収集と同じように、個人情報の目的外利用・提供につきましても、例外として、審議会の意見を聞くことによって目的外利用・提供できる規定となっています。

こちらについても、実績を公表することになっていますので、この資料をもってご報告させていただくものでございます。

なお、毎年、千葉市の情報公開・個人情報保護運用状況報告書という、前年度の運用状況について、２００ページ弱の冊子を作成して、この場でお配りしておりましたが、作業が遅れていることから、完成しましたら委員の皆様宛てにお送りさせていただきます。

報告は以上でございます。

（本澤会長）　ありがとうございました。

今の報告事項について、何かご質問等はありますでしょうか。よろしいですか。

（なし）

（本澤会長）　では、報告については以上です。

◆その他

（本澤会長）　「その他」として、事務局から何かありますでしょうか。

（北島市政情報室主査）　予防接種事務に関する特定個人情報保護評価についてですが、部会での審議を踏まえて修正等をした評価書案を１１月に市民意見募集にかける予定でご

ざいます。その評価書案については、部会の委員以外の委員の皆様にも、メールにて送付させていただきます。

また、本日の会議の議事録の確定方法でございますが、後日、事務局で議事録（案）を作成し、委員の皆様へお送りします。そして、ご意見を頂戴しまして、いただいたご意見を基に修正案を作成し、その確定については、会長に一任していただく形でお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なし）

（本澤会長）　それでは、事務局は、評価書案の送付をお願いします。また、議事録の最終確定については、私に一任いただきますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、第２８回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了します。

ありがとうございました。

（久我総務部長）　長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。今後とも、何とぞよろしくお願い申し上げます。